

建設施工管理の変遷に関する研究 ---明治時代の請負契約を例に---

全国建設研修センター 正会員 安孫子 義昭

○正会員 榊山 清人

1. はじめに

今後の施工管理のあり方を考察するうえで、また現行の定義や位置付けを明確にするひとつの方法として、歴史的背景を整理する必要性がある。

本研究では、既存研究の追跡及び新規調査によりわが国における建設施工管理の歴史を体系的に整理することを目的とする。そのために、施工管理の変遷に影響するであろう要因の関連を想定し、要因ごとの年表に見る変遷を調べた上で、時代を「明治」に特定して事例を抽出した。

ここでは、明治時代における工事請負命令書に着目し抽出した一例と、土木工事必携（平成12年版）の工事請負契約書の記述を抜粋し、その違いによって変遷の経緯の要因を考察する。

2. 契約制度

土木工事のほとんどを占める公共工事では、法令などにより契約に関する事項が規定されており、例えば検査職員や監督職員、請負者の役割など施工管理に関連する内容も多く含まれている。

国の契約は、「会計法」（昭和22年法律第35号）及び「予算決算及び会計令（以下「予決令」という）」によって規定されている。国が発注者となる公共工事の請負契約も会計法令に則て施行されている。

地方公共団体が発注者となる公共工事の請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその施行令によって規定されており、おおむね、国に準じた取り扱いとなる。

契約では、発注者と請負者のそれぞれの役割が規定された文書として、公共工事標準請負契約約款に基づく請負契約書を取り交わす。

契約図書は次により構成されている。

①工事請負契約書 ②共通仕様書 ③特記仕様書 ④設計書 ⑤図面 等である。

3. 工事請負契約書

3. 1 秋田県管内工事請負命令書（攻玉社同窓会誌、明治29年1月62号）（抜粋）

本編は、小生がこれまで経由したる地方県と異なりて、本県（秋田県）には別に請負規則の如きものなく、競争入札の上落札人に直ちにこの命令書を渡し、しかる後、請書を徴するの順序にて、いささか便方にも有。これは各位中地方廳^{ちやう}に御従事の諸君ご参考とも思われそうらへば、余白に御記載を乞ふ。

工事請負命令書

第一条 この命令書に記載の事項は、請負人において総て遵守すべきものとす。

第二条 請負人は、請負保証金として請負金高百分の（十）に当たる現金を県金庫に預け、金券となし上納すべし。

但し、請負金高貳拾圓未満なるときは保証金を徴せず。

第三条 請負人此の命令書を受領したる時は、奥書署名捺印し請負保証金を添え、請負証書と共に日数三日以内に主任官吏に差出すべし。

前項の証書及び保証金を期限内に差出さざる時は、請負の契約は成立せざるものとなし、入札保証金を没収すべし。

キーワード：施工管理、歴史、明治時代

連絡先：〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 TEL. 03-3581-5721 abico@muji.biglobe.ne.jp

第五条 工事用の材料として下渡すべき物品は、その期限に至り、指定の場所において、一時もしくは数次に主任官吏よりこれを請負人に引渡すべし。

前項の材料を受取たる時は、請負人これを保管し、雇人その他の所爲により損害を生じたる場合は、請負人において弁償するものとす。

工事請負人、その使用すべき物品の調達をも同時に併せ請負うときにおいては、その物品はすべて主任官吏の検査を受けたる上にあらざれば、一切使用することを得ず。

第六条 請負人において、工事着手の場合においては、設計書及び図面に基き詳細なる築造法及び使用法等は、すべて主任官吏の指揮を受くべし。

請負人は日々工場に出張し、誠実に従事し、その工事はすべて精確堅牢に成功せしむべし。もし不得已事故有り、工場に出張すること能わざる時は、主任官吏の承認を得て、相当の代理人を出すべし。

第十六条 主任官吏において出来形及び物品を検査するときは、請負人に立会を命ずべし。もし指定の時日に立会わざる時は、保証人に命じて立会わしむるものとす。保証人尚立会をなさるる時は、主任官吏の検査に対し、異議を申立つることを得ず。

3. 2 工事請負契約書（平成12年版）（抜粋）

（総則）

第1条1項 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（契約の保証）

第4条第2項 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保証金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第5条2項 乙は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条第2項 乙は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

4. まとめ及び今後の課題

明治29年の秋田県では、請負規則が定められていない。このことは、命令書第一条で「請負人は総てを遵守しなければならない。」という記述からもわかる。このように、発注者主導で、主任官吏の監督のもと、現場施工が行われていたと考えられる。現行では、監督・検査を同一人物で行うことは出来ない。明治時代においては、出来形及び物品を検査するときにも主任官吏が行っている。この点については、構造物等の安全性・透明性において現行の監督職員・検査職員の分権への変遷が好ましく考えられる。材料についても、明治時代では、すべて主任官吏の検査を受けたものでなければ、一切使用できなかったものが、現行では「監督職員の検査を使用すべき」と指定された材料のほかは、監督職員の承諾ですまされるケースもある。このことは、請負者技術の向上によるものと考えられる。技術者の向上の1つとして、明治時代には存在しなかった建設資格の要因も施工管理の変遷に影響を与えたと考えられる。